

議長定例記者会見 会見録

日時：令和元年9月6日 10時30分～

場所：全員協議会室

1 発表事項

- 令和元年度第1回みえ現場 de 県議会「水産業の振興」の開催及び県民参加者の公募について

2 質疑項目

- 令和元年度第1回みえ現場 de 県議会「水産業の振興」の開催及び県民参加者の公募について
- 三重県公文書等管理条例（仮称）の中間案について
- 9月定例会議について
- 本年度の一般会計補正予算案について
- 県議会議員のSNSでの発言について

1 発表事項

- 令和元年度第1回みえ現場 de 県議会「水産業の振興」の開催及び県民参加者の公募について

（議長）おはようございます。ただ今から、9月の議長定例記者会見を始めさせていただきます。発表事項の前に、9月4日深夜からの大雨に関する被害につきまして、少しコメントをさせていただきたいと思います。皆さんご承知のとおり、今回、急な、予測をしないような大雨が連続して降りまして、そうした中で県内で1名の方がお亡くなりになりました。心からお悔やみ申し上げたいと思います。また、半壊等の被害を受けられた皆さまにも、心からお見舞い申し上げますとともに、この被害の全容については、まだ分かっていないところもありますので、県議会としましても被災をした地区の選出の県議会議員はもちろんのこと、我が事と考えながらしっかりと情報収集を図りつつ、危機感をもって、台風15号も週末にくるということでございますので、対応してまいりたいと考えておるところでございます。

それでは、発表事項に入らせていただきたいと思います。本日は、令和元年度第1回みえ現場 de 県議会「水産業の振興」の開催及び県民参加者の公募につきまして、発表させていただきたいと思います。具体的な内容につきましては、広聴広報会議座長であります北川副議長からご説明をさせていただきます。

(副議長) 座ったまま失礼をさせていただきます。それでは私の方から、令和元年度第1回みえ現場 de 県議会「水産業の振興」の開催及び県民参加者の公募の内容についてご説明いたします。まず、お手元の資料をご覧ください。三重県は、変化に富んだ海域・地勢のもと、それぞれの特徴を生かした多様な水産業が営まれる全国でも有数の水産県ではありますが、漁獲量や漁業就業者数の減少など、水産業を取り巻く環境は厳しい状況が続いています。

そこで、三重県議会では、地元密着の長期型研修で県内外の若者を漁師として育て、漁村の若返りを実現した、尾鷲市早田(はいだ)町の「早田漁師塾」の取り組みについて現場視察を行うとともに、関係者の方々と意見交換を行う「みえ現場 de 県議会」を開催し、今後の議会での議論に反映させていきたいと考えています。日時は、11月7日、木曜日、13時30分から15時30分、場所は、尾鷲市「早田コミュニティセンター」です。参加者は、「早田漁師塾の関係者の方」4人程度、「一般公募の方」3人程度、そして「三重県議会議員」8人程度を予定しております。当日の内容ですが、まずは現場視察を行った後に、早田コミュニティセンターに移動して意見交換を行います。会議は公開で行い、どなたでも傍聴可能となっておりますので、報道機関の皆様におかれましては、事前の情報発信や当日の取材につきまして、ご協力のほどよろしくお願いをいたします。続いて、もう一枚のチラシ、こんなものですが、同封されてますかね。チラシをご覧いただきたいと存じます。当日、水産業の振興をテーマに意見交換していただく県民の参加者の方を、本日から募集をさせていただきます。募集人数は3人程度です。申込方法は、チラシの裏面にあります「申込書」に必要事項をご記入いただいて、郵送、ファクスまたはメールでお申し込みをいただくことになります。申込の締切は、10月18日、金曜日、当日必着でお願いをいたしたいと思っております。なお、この後、県議会のホームページ、フェイスブック等でもご案内をさせていただきます。県議会のホームページからは申込みもできるようにさせていただきます。私からの説明は以上です。

(議長) ということで、本日の発表事項は以上でございます。よろしくお願いをいたします。

2 質疑応答

○令和元年度第1回みえ現場 de 県議会「水産業の振興」の開催及び県民参加者の公募について

(質問) ではまず、幹事社のほうから質問をさせていただきます。「水産業の振興」というところに焦点を当てようというふうに決めた経緯、きっかけというのはどんな感じですか。

(副議長) 広聴広報会議では、本年度のテーマについて、案をいくつか出していただいた、委員さんから出していただいたわけですが、1つは今年度、執行部のほうで水産振興の条例を策定していくという流れがありますので、それに資するような議論というか、材料を提供できたらいいんじゃないかと、こういう議論に広聴広報会議でなりましたし、併せて、過去に農業関係とか、林業、森林関係をテーマにさせていただいた経過はあるんですけども、水産業というのも、平成22年からスタートしてまだテーマとして取り上げたことが無かった、まあこんなところを考えると今回「水産業の振興」ということをテーマにさせていただきました。

(質問) いわゆる議会改革という話を聞いていると、この手の県民とか市民とかと意見交換をするものはPDC Aサイクルの中にどう取り込んでいくか、特に予算編成前の時期にやってそれを執行部に伝えるとか、聞いたことを行政の運営にきちんと組み込んでいく仕組みというのが、割とできているところ、住民参加が進んでますねと言われているというふうに理解しているんですが、そういう意味で言うと、何となく今聞くとやりっぱなし感が無いような気もしないんですけど、そのあたりはどうなっているんでしょうか。

(副議長) 毎回そうですけれども、現場 de 県議会に参加をさせていただく議員のメンバーの中には、該当の常任委員会の委員長も参加をさせていただいて、意見交換を直接させていただくということと、それから議論いただいた中身の概要については、全議員に配らせていただいて、理解をさせていただくと。今回のことについても、条例だけの話でないですけども、条例ということについては、まだ骨子案で、10月の前半に中間案が発表になって、その後、10月から11月にかけて、おそらくパブリックコメントという流れになっていく中で、11月7日ということですから、ちょっとタイミングとしてはもう少し早くしたかったところはあるんですけども、その後の12月の常任委員会も含めて、11月、12月にかけての常任委員会の条例の策定の議論の中にもですね、十分生かさせていただけるんじゃないかと思っています。

(質問) 今、何うと、あまり制度化はされていないのかなと。当然聞いたものは皆に広めますということだとおっしゃるんですけど、ルールとして、こういうことをやれば、住民と意見交換をしたら、それは必ずこういう場でまとめてこの時期に提言するとか、必ずこれを反映させていくというようなことが、少なくともシステムとしてはまだ出来上がっていないのかなという感じが、今、何うとしたんですけど。過去には、じゃあ、この現場 de 県議会をやったことが、議会発の施策であるとか、行政からの執行部側の施策の変更等につながったと

いう実績はあるのでしょうか。

(副議長) それぞれのテーマ、議論いただいて、昨年、一昨年もそうですけど、その内容についてピックアップいただいて、本会議の一般質問の中で質問いただいた議員も何名かいらっしゃいますので、それを成果と言えるかどうかというところもありますけども、十分議論の材料にはしていただけるというふうに認識をしてます。ただ、おっしゃっていただくように、単に常任委員長が入っていますよ、それから結果として、議員の皆さんに内容を周知しますよというだけでは、なかなか成果として、今度は広聴広報会議もいわゆる評価の、自主評価の対象にしていくという流れがありますので、そのへんでちょっとやはり見直しの議論はさせていただいた方がいいなというふうに、今は感じさせていただきました。現場 de 県議会自体が、これはちょっと少し個人的な思いになりますけども、思いのほかやっぱり数としてこなせてないので、そういう意味では広聴の機能として、きちんと、22年から始めさせていただいて時間は経ってますけれども、広聴機能としての確立という面ではまだやはりおっしゃっていただくように弱いのかなあとと思います。今年はまた次の発表になりますけれども、2回目の現場 de 県議会のテーマについては、より県民の皆さん方に知っていただくということで、テーマ募集もですね、かけていこうというふうなことを、先般から広聴広報会議の中で決めさせていただきました。少しずつ改善をさせていただきたいと思います。

(質問) 議長もじゃあ一言だけすみません。住民参加っていう意味でいうとや取り組みとしてマンネリ感はあるのかなという気はするわけなんです。住民参加というのは1つ議会評価する指標で、なかなか県議会の方では難しいというところはあるとは思いますが、お考えがありましたら。

(議長) はい。もともと論になるかもしれませんが、基礎自治体である市町村の議会と、中間的な位置にある都道府県議会との住民との距離感というところがあって、住民参画の在り方、特に広聴の機能の在り方っていうのは非常に難しいところがあるなっていうことは常々感じてます。そうした中で、今日ご指摘いただいたように、みえ現場 de 県議会というのは、数少ない県民の声を直接聴かせていただいて、それを政策として練り上げていく重大な機会ですので、その機会というものが、仕組みとしてですね、おっしゃられるように、必ずこの時期くらいにやろうよとか、それをこの委員会でこういうふうに県政に反映していこうという、仕組みとして、まだもう少し検討する余地があるのかなということを副議長もおっしゃっていただきましたけども、まったく同感なので、委員会評価もこれから広聴広報会議もしてもらいますので、その中

で改善できればなと思うところです。

(質問) わかりました。ありがとうございます。

○三重県公文書等管理条例(仮称)の中間案について

(質問) 他にありませんか。じゃあ発表以外の質問に移らせてもらいます。先日の総務地域連携常任委員会で公文書管理条例の中間案の修正が出されたわけなんですけど、まず、いわゆる実施機関という言葉に議会が含まれるのか含まれないのかというところで、一部、議会は除くという文言が入りました。ただ見てみると、全体的に見てみると、ほとんどの実施機関という項目の中で、議会は除かれていないのかなという印象を受けたんですけども、そのうえでちょっと、議長として修正案の受け止めをお願いできますでしょうか。

(議長) そうですね。修正案に対して常任委員会としても、十分議論をさせていただいて、修正案でとりあえずパブリックコメントにかけていこうよということになりましたので、修正案自体についてですね、私個人として申し上げること、議長として申し上げることはないですけども、ただちょっと議論の在り方の中でですね、今日決めなきゃいけないんですかっていう常任委員会の中の議論があった。で、その時に総務部のほうからは、来年4月1日の施行を考えると、今日ないしは9月の初旬でなければ大変なんですっていう話をされました。それに対して委員のお一人が、三重県議会は通年議会やってるんだから、12月の議決にこだわらなくてもいいんじゃないか、という発言をしましたけれども、それに対して明確な答えがないまま、私から見ると、例えば1月15日、来年開会日にこの部分を採決しても全然間に合う、スケジュール感的には間に合うと思ってましたので、執行部側から議会が議論する議論の在り方っていうか、スケジュールを決められてしまったっていうかね、押さえられてしまったっていうところのやりとりがちょっと残念であったなというふうに思っています。これは公文書管理条例そのもののお話とはちょっと違う話になってしまっただけで申し訳なかったんですけども、公文書管理条例の中に議会実施期間として入る入らないというところについては、先行している各県議会でもですね、対応はそれぞれまちまちであります。そうした中、一定議会として、歴史的公文書というものが将来利用にふされる時に、時の、歴史的公文書になりますよ、移管する時の県議会の意思と、それと将来公文書館に行って、県民の方が歴史的公文書として議会の文書を確認したいんだという時に、未来の議会構成でもですね、一定意見を言えるような、今回改正になったっていう点についてはですね、原案よりは一步議会としての意思が反映できるようになったっていうところは評価したいなと思ってます。

(質問) 前段のご発言ですけれども、執行部側にあの発言ちょっと押さえられてしまったという認識ですか。例えば逆に言うと、議員のほうからスケジュール感を尋ねて、それに合わせにいったという言い方、認識もできるかなと思うんですけど、押さえられてしまったという感覚。

(議長) そうですね。おっしゃられるように確認しにいったのは議会側からですけれども、もうこのタイムスケジュールしかないんですっていう感じの答えがきた時に、いやいやうちは通年議会ですからっていうことに対して、それでもうスルーしてしまってますね、全体としてもう致し方ないなっていう雰囲気になってたっていう感じを受けてましたので、そのあたりについては、押さえこまれたというのが表現が適切かどうかは別として、もう少し議会としてのスケジュールの在り方、議論の在り方っていうところについてはですね、議論をしてほしかったな、と。応じていただきたかったなと、知事部局のほうもですね、そういう思いは感じたところです。

(質問) 暗にスケジュールを度外視というか、そこを認識しなければ、例えばですけれども、議会独自で公文書管理条例をつくるということに向けての議論をできたようなことを考えられるのではないかなとも思ったりするんですけど、議会独自での条例という点については議長どう思われますか。

(議長) そうですね。我々、私自身もそういうことが考えられるのではないかということは思っただけなんですけど、それは県民から見た場合にどうなのか、県民が歴史的公文書というものを利用する機会を今回持っていただくための条例であり、また公文書の管理をしっかりしようという、県民から見てもちゃんとしようというための条例であると考えた場合に、議会と執行部とでダブルスタンダードでその在り方、利用の権限というものがあっては、やっぱり分かりづらくなるということを考えると、議会独自で作るということよりは、一部、知事部局の条例の中に入れていくということについては、一定理解はするところだし、そのほうが県民から見て分かりやすいんだろうなと思うところです。ただ、全てが全て知事に委ねてしまう、議会の意思決定ができないっていうふうな条例の立て付けでは、これは二元代表制を標ぼうしている三重県議会としては、私は不十分ではないかなという思いの中で、今回、若干ですけれども、議会としての独立性を担保できたというところについては評価したいというところではあります。

(質問) ありがとうございます。発表事項以外で、ありますか。よろしいです

か。

○9月定例会会議について

(質問) 9月の議会では、何を1番重要視されてらっしゃるのでしょうか。

(議長) 9月議会での重要視する点ですか。9月議会、最初に一般質問から入って、その途中で来年度の県政運営方針とか予算調整方針とか出されて代表質問があるっていう、こういう流れになるんですけども、特に今年度は知事の第三次行動計画、それと行財政取組っていうものが、具体的な中間案が出てまいりますので、それは全員協議会の場であったり、そういうところで説明があって、やりとりもあり、そしてまた各常任委員会でも議論する、一般質問でも出るっていう話の中でいけば、この9月定例会会議においては、この第三次行動計画、それから行財政改革取組、またそれに基づく来年度の県政運営方針ですか、経営方針か、経営方針の在り方、予算調整方針の在り方っていうところが議論の中心になろうかなあというふうに期待しています。

(質問) 今の関連で、一部の会派の方から、行動計画を作る前になんで予算の基本方針が出せるんだと、そういうことを言っていると予算が作れないという気もするんですが、そこはどのようなふうにお考えでしょうか。

(議長) 4年前、それから8年前も振り返ってみると、同時並行で進みながらですね、特に来年度注力するべきところだけ、経営方針でピックアップし、それに基づいて調整方針が作られ、案が作られるという過程から考えると、特段そんなに第三次行動計画がかちっとできてなければ、来年度の経営方針とか予算調整方針出せないものではないとは思ってますので、理屈的にはおっしゃられる通りだと思うんですけども、現実的には同時並行で動きながら議論できるものかなとは思ってます。

—第二県政記者クラブの方も含めてお願いします—

○本年度の一般会計補正予算案について

(質問) 補正予算案の中の豚コレラの、すみやかに議論するということで、あれは26日の採決という形の方針でよろしいですか。

(議長) そうですね。採決日については、議会運営委員会で決めていただくことなので、まだ議会運営委員会に諮られていないのでいつ採決とまでは私のほうから申し上げられないんですけども、少なくとも執行部のほうからの先議ということで、依頼をいただいていますのでできるだけ速やかに議決をして速や

かに対策をとれるように議会としても協力をしていきたいなと思っています。

(質問) ありがとうございます。

○令和元年度第1回みえ現場 de 県議会「水産業の振興」の開催及び県民参加者の公募について

(質問) 「現場 de 県議会」ですけど、年だいたい2回やっているじゃないですか。要は2回とも役選が終わった後、副議長就任されて、決めてきたわけじゃなくて、1回ごとその直前にテーマって今まで設定してきていますか。

(副議長) テーマの設定時期ということですね。

(質問) だから、年2回なら2回で、1回目はこういうものやろうやと、2回目はこういうものやろうやという決め方もあるじゃないですか。そのほうが、もっと幅広くそのいろんなものを網羅できるし、と思うんですけどもね。

(副議長) 役選のすぐ後に。

(質問) だから、まあ、副議長が主体になられるならば、1回目ごとに、決めるんじゃないくて、年2回なら2回、3回なら3回でもいいんですけども、1回目はこういうものやろうやという話を頭でやっというほうが、でテーマ決めたほうが、募集もかけやすいし、いいんじゃないですか。

(副議長) そうですね。前年度までのそのへんの議論のやり方というのは私理解できていないので申し訳ないんですけども、今回については、まあ1回目を決めさせていただいて、2回目については、先程お話したように、テーマを募集してはどうかというのは、この間決めさせていただいたんですけども、確かに、年度の当初の中で、全体計画をテーマも含めて決めてしまうということは準備はしやすいというところは確かにあります。一方でまあ、臨機応変に、時事的な流れの中で、今これを議会としてやるべきというふうな、あるいはこれを県民の皆さん方に問うべきっていうこともあるやもしれませんので、そのへんはまあ、柔軟に考えたいなとは思いますがけれども。

(質問) 広聴的なその機能というならば、例えば水産業、仮に決められてもですね、ここで例えば国の通例でいうところの森林環境税的なものが交付されるという形になっているんで、逆に林業についての意見を聞くと言うのはあるじゃないですか。まあ、確かに、4年5年前かなんかの尾鷲で、林業家の方たち

の話聞いたことありますけど、あのときとは状況が違うんで、あるいは水産業にしてもこの今回のやつっていうのは、どっちかという担い手育成に重点をおかされているじゃないですか。でも水産漁業組合法が改正されて、まあ漁協から言わずと、権限が縮小されたという、国からいうと規制緩和だという。その漁協の権限が、かなり変わっています。だとしたら、そのところで漁業者の今特に漁協の幹部連中を含めてですね、結構そこについて話は聞いてもらいたいというのあるし、場合によっては、イラク沖に大漁旗立てて船団組織するという話も5月くらいにあったじゃないですか。そういうことからいくと、その選び方がね、なんでこの今この時期で担い手育成なのかなというのがよく分からないです。

(議長) もちろん担い手不足というのは林業も農業も水産業も同じことで、減ってはきてはいますので、テーマについて、設定させていただいた、理由付けは先ほどご説明させていただきましたけど、早田で担い手をとるところについては、担い手だけに限ったことではありませんので、県内でもたくさん早田の漁師塾以外にも漁師塾があるんですけども、なかなか、やっぱり成果が出し切れてないところもたくさんありますので、やはり早田については定着していただいている若い方、市外、県内、県外も含めてですね、たくさん来ていただいて、そして、定着もいただいて実際に仕事もしていただいていると、こういって、そのへんの成果の横展開といいますか、それはやはり重要なことではないかなと思ってまして、同時に、地域の方の協力というのも非常に高いとも聞いてますので、そんなところの話を聞かせていただくのは十分有益な話ではないかなと思っています。それだけに、担い手の確保だけに限って議論するわけではありませんので、1時間半程度意見交換をさせていただくなかで、当然おっしゃっていただいたような漁業全般に関わる今後の課題についても議論していただきますし、ましてやその一般公募させていただきますので、チラシにも書かせていただいているように水産業に関わる仕事や活動をされている方とか、経験体験のある方ということで、ここについては、いろんな方に参加をいただいて、広く幅広くご意見をいただくという仕組みもいれてますので、できれば、幅広く深い議論ができればなあと思います。

○県議会議員のSNSでの発言について

(質問) まあ、平行線だろうからいいです。その他事項で、小林貴虎議員の話があって、おとといでしたか、代表者会議で三谷県議が割とそのきつく言われて、中森県議が一応その本人に注意をするという形になったわけですけど、これはその昨年の出前講座等の廣耕太郎県議とか山本里香県議のようななんらかの謝罪の場というのはあるんですか。それとも、会派内で一応本人注意で、そ

れで幕引きという話なんですか。

(議長) 去年の出前講座のときの発言、不適切な発言ということについては、議会として送り出した議員が、公的行事の中で、行われたことでありますし、あとまあ、あるOB会ですね、高校のOB会についても、高校としては、事業の一環としてやっているという公的な場の話と、今回の小林議員等の個人としてのツイートの話というのが、同じように謝罪の場を作らなければならないんじゃないかということで、違いがでてくるのかなと思ってます。幕引きという言葉ではないですけども、やはり議会としてもですね、代表者会議の場でも申し上げましたが、個人のSNSとはいうものの、我々公人ですので、しっかりとリテラシーをもう少し高める必要があると思いますし、注意喚起はしていく中で再発防止に努めたいとは思っております。

(質問) 具体的に何もないということですね。

(議長) 必要ならば、そのための議員勉強会ということも、開催するというのも代表者会議の場でも申し上げましたので、そこは各会派のご意向も踏まえながら、検討していきたいと思っています。

(質問) 所詮民主主義なんだから、どういう、あらゆる階層あらゆる分野の方が議員になられても構わんと思うし、そこで、その、でも、議員バッジ付けられた以上は、議会はよく執行部にコンプライアンス求めますけど、議会人も当然コンプライアンスは、求められる話でしょ。少なくとも識見と人格があるから地域代表者としてのバッジを付けられるわけで、その議員としての品格を欠くような発言等があれば、それを本人自身がもともと戒めなければいけない話じゃないですか。でも、そここのところの自制が聞かない議員ていうのも、ここだけの話じゃなくて、他県の議会等もあってですね、いろいろ問題になって議員辞職されてる方もあるので、そのへんについて、議長おっしゃったような議員勉強会含めてですね、なんらかの措置というのは、今後あるんですか。

(議長) 議員勉強会は措置かどうか分からないですけども、三重県議会には、三重県議会議員の政治倫理に関する条例でしたっけ、条例が作ってあって、その中にさまざまな県民に対して、県議会の品位をおとしめるようなことをしてはいけないというふうなことも書かせていただいて、場合によっては、その懲罰委員会じゃないですけども、倫理審査会を立ち上げてですね、ということも仕組みとしては、ありますので、今回の課題についてですね、仮に多くの議員が、これは、倫理規定違反であるというふうな判断をするならば、そういつ

た仕組みの中ですね、しっかりと懲罰も含めた議論はすることになっていくと思いますけれども、まずはその今回、小林貴虎議員などですね、彼個人だけではなくて、私の自戒も含めてですけれども、どうしてもSNSですね、軽く発信したことが誤解を生んだりだとか、それが、ヘイトスピーチに近いものように捉えられたりとか、そうしたような事例が生じないようにすること、予防するという、そのための勉強会が必要ならば、開催したいなど思っているところです。なんか、答えとすれ違っているかもしれないですけども。

(質問) 勉強会ありきではないですか。

(議長) ありきではないです。各会派の中でそうした議論があれば、こちらのほうとしても用意させていただきますけれども、それぞれの所属している党とかですね、そういうところでもそういったリテラシー高める機会というものも持っていたり、民間でもそういう研修やっているところもありますので、必ずしも議会ありきではないというふうには考えています。

(質問) ということは、議会の声として、ある程度、懲罰的なその委員会等にかけて審査しようという声が強くなれば、それはできるかもしれないけど、今のところは、そういう動きというか、そんな感じはないということですか。

(議長) そうですね。今のところは、ご本人に対して、私としても注意もさせていただきましたし、会派の代表からも、注意をし、会派で共有していただくということになりましたので、現在はその対応でいこうかなと思っているところです。

(質問) 議長が注意されたのはいつですか。

(議長) 私が注意させていただいたのは、いつというのははっきり出てこないんですけども、少なくとも8月中でしたね。最初に英霊の話なんか出た時期があって、それに対して県民の声がこう出始めた。それに付随して、小林貴虎議員の話が出てきたというところがあるので、8月の終わりごろ、ちょうど県外調査の時期とかですね、委員の皆さんは、そんな頃だと思います。8月23日金曜日、口頭なんですけども、文書ではなくて、口頭による注意をさせていただいたというところはあります。

(質問) それは会派総会等で言われたのではなくて、あくまでも1対1か、個

人、そういう少数の場で言われた。

(議長) そうですね。ご本人との対面という部分と、会えなかったので、局長から私のメッセージだということでお伝えいただいたりとか。そういう形になります。

(質問) ご本人は、まだ会派総会等で個人的な説明なりとか、あるいは、これはそんな意味じゃないんだとか、釈明的なものていうのは、あったんですか。

(議長) 実は、このことが県民の声に寄せられるようになってから、自民党県議団としての会派総会は開催されてないので、まだそういう場はないので、次回、会派総会の場で、どういうふうな発言があるのかなというところですよ。

(質問) 次の会派総会で、そのことも聞きたいということのは一応、議題としてはあるわけですか。

(議長) 代表者会議の場で、中森会派団長が、会派の中でもこのことは共有するということをおっしゃってましたので、会派総会で何らかのコメントはあるのかなと思ってます。

(質問) 謝罪があるなら、そこで謝罪だろうし、そうでなくて、あくまでご本人が説明されるなら、説明に留まるという形ですね。

(議長) ですね。会派の中でということですね。

(質問) それは、三谷さんが、例えば、次の自民県議団の会派総会終わった後に、開かれるであろう代表者会議でそのことを求めなければ、特に中森団長のほうからご報告はないんですか。

(議長) 代表者会議の議題として上げる予定はありませんので、具体的な代表者会議のやり取りというのは、今ご指摘のとおりのことになると思います。

(議長) 先ほどの条例の正式名称、「三重県議会議員の政治倫理に関する条例」というものが、平成18年12月に制定しておりますので、その条例に基づく仕組みで、そういった品位をおとしめるような行為であったりとか、そういうことに対する対応についての仕組みが、規定されているところです。

(質問) 話出たんで伺いますけども、小林さんのツイートはですね、例えば、何だろう、北朝鮮の指導者を指して、刈り上げデブと言ってみたりですね、どの程度かわかりませんが、愛知県の大村知事をヘタレ知事、その後、敢えて細かくは言いませんけど、責めんといて、あ、それは、清美ちゃんか、何を意味するか詳しくは申し上げませんが、まあ、ネトウヨですよ、こうなると。およそ県議会議員としてどうかというレベルではなくて、あまりにそういう次元ではないと思うんですよ。これは、おそらく、ずっと続いていたし、自民党県議団としてはとっくの昔に分かってた話だと思うんですよ。それを、県議会議員になる前ならいいんですけども、ずっと県議会議員になって何か月もたって、自民党県議団の中で誰も何も言わないのかと。こんだけ問題になるまで、要するにそういうことを言える人もいないのかということがあるんですけども。もう少し、何か他のちょっと品位がないとかいうのと全然レベルが違うと思うんですよ。その辺りこういう内容をツイートされていることをどう思われますか。

(議長) 個人的に言うことになりましたけども、県議会の選挙、今年の4月ですね、3月、4月の選挙の前から、私個人としては、小林議員に対して、注意はさせていただいたこともありました。議員になっていただいてからもですね、ちょっと過激すぎるので、という話はしたことがありましたけれども、その私の言い方が、あまりにも緩かったのかもしれないので、そのへんは、ちょっと反省はしておりますけども。今、本人も十分反省はしているかと思しますので、その辺りについては、改めて会派の中でもしっかりと議論してもらうように中森会派団長にお伝えさせていただきたいと思っております。

(質問) 自民党は若い議員を育てるような仕組みというか、力が無いんじゃないかなという感じを受けてしまうところなんですけども。その辺り、ちゃんと出来るんですか。

(議長) 一自民党員として申し上げさせていただくと、特にこういうSNS関係については、党のほうも十分注意を喚起するような資料であったりとか、機会を作らせていただいているにも関わらずなので、仕組みとしては、あると思うんですけども、それを生かしきれてないところあるのかなという反省は、ご指摘のとおりあると思っております。

(以 上) 11時12分 終了